



福岡県医発第 23号 (地)

平成18年4月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康



社会福祉士及び介護福祉士養成に係る厚生労働省告示の改正について

標記改正が平成18年3月31日付の官報に告示され、4月1日より適用されることに伴い、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、社会福祉士及び介護福祉士養成課程における実習施設として厚生労働省告示に所要の追加をおこなうものであり、特に社会福祉士養成課程における「社会福祉援助技術現場実習」を行うに適切な施設として病院、診療所、介護法人保健施設等が追加されております。

なお、実習施設となるためには、一定の要件を満たす社会福祉士等の実習指導者が配置される必要があり、また、今回の改正は実習施設の選択肢の一つとして追加されたもので病院等での実習を義務づけるものではありませんが、日本医師会も了承したものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

青 木 重 孝

社会福祉士及び介護福祉士養成に係る厚生労働省告示の改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より本会宛に、標記事項に関する周知方依頼がありました。

本件は、社会福祉士及び介護福祉士養成課程における実習施設として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示）に、所要の追加を行うものであります。

特に、社会福祉士養成課程における「社会福祉援助技術現場実習」を行うに適当な施設として、病院、診療所、介護老人保健施設等が追加されております。なお、実習施設となるためには、一定の要件を満たす社会福祉士等の実習指導者が配置される必要があります。また、今回の改正は実習施設の選択肢の 1 つとして追加されたものであって、病院等での実習を義務づけるものではありませんが、本会も了承したものであります。

本改正は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日付の官報に告示され、4 月 1 日より適用される予定であります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知・協力方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月27日（月）

社団法人 日本医師会 殿

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本年3月31日付けで「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件」が公布されることとなりましたので、概要、条文、新旧対照表等の資料を送付いたします。

今回の改正では、病院及び診療所、介護老人保健施設等を社会福祉士養成施設において行う社会福祉援助技術現場実習の実習施設等に加えることといたしました。

ついては、貴管下都道府県医師会に対しましてご周知いただき、病院及び診療所において、社会福祉援助技術現場実習が適切に行われるよう、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

今後とも変わらぬ御指導方宜しくお願いいたします。

敬具

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第5条
第1号ヲ及び第7条第1項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が別
に定める施設及び事業の一部を改正する件の概要

平成18年3月
社会・援護局福祉基盤課

改正の概要

- 1 社会福祉士一般養成施設等及び社会福祉士短期養成施設等において行う社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業について以下の改正を行う。
 - 一 医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設を追加する。
 - 二 介護保険法の一部改正に伴い、同法に新たに規定されることとなった地域包括支援センターを追加する。
 - 三 障害者自立支援法の施行に伴い、施設・事業の類型について所要の規定の整備を行う。
- 2 介護福祉士養成施設の設置基準のうち介護実習に利用できる入所実習施設について
 - 一 介護保険法の一部改正に伴い、老人福祉法に新たに規定されることとなった小規模多機能型居宅介護事業を追加する。
 - 二 障害者自立支援法の施行に伴い、施設・事業類型について所要の規定の整備を行う。
- 3 介護福祉士養成施設の設置基準のうち介護実習に利用できる居宅介護事業について障害者自立支援法の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

適用期日

平成18年4月1日

○厚生労働省告示第 号

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）
第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一項第十一号を削り、同項第十号中「又は身体障害者福祉法第十八条第一項第二号」を削り、「に規定する便宜」の下に「又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイスービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイスービス」を加え、同項中同号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下同じ。）のうち同法に規定する児童デイスービス及び障害者デイスービスを行う事業

第一項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター

第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「並びに身体障害者デイサービス事業」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「並びに児童デイサービス事業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院及び診療所

第二項第一号中「及び児童デイサービス事業」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「及び老人短期入所事業」を「、老人短期入所事業及び小規模多機能型居宅介護事業」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業

第三項第五号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削る。

第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、行動援護及び外出介護を行う事業

第四項中第四号を第三号とする。

○社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百二号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「指定規則」という。）第五条第一号ヲに規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び指定医療機関 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院及び診療所 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設 五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設 七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知	1 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「指定規則」という。）第五条第一号ヲに規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び指定医療機関並びに児童デイサービス事業 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター並びに身体障害者デイサービス事業 三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所 五 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設 六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知

- 的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 八 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに老人デイサービス事業
- 九 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子福祉センター
- 十 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター
- 十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下同じ。）のうち児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業
- 十三 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち障害者自立支援法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

指定規則第七条第一項第十二号ただし書に規定する厚生労働大臣が

- 的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに老人デイサービス事業
- 八 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子福祉センター
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

- 十 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号又は身体障害者福祉法第十八条第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

- 十一 知的障害者又はその者を現に介護する者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業

指定規則第七条第一項第十二号ただし書に規定する厚生労働大臣が

別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（通所の施設に限る。）

二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び小規模多機能型居宅介護事業

三 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業

3 指定規則第七条第一項第十二号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（入所の施設に限る。）

、重症心身障害児施設及び指定医療機関

二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設（肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）

、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（身体障害者で雇用されることの困難なものを入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）

三 生活保護法に規定する救護施設

四 老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

五 介護保険法に規定する介護老人保健施設

六 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの

七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし

別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（通所の施設に限る。）及び児童デイサービス事業

二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに老人デイサービス事業及び老人短期入所事業

3 指定規則第七条第一項第十二号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（入所の施設に限る。）

、重症心身障害児施設及び指定医療機関

二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設（肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）

、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（身体障害者で雇用されることの困難なものを入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）

三 生活保護法に規定する救護施設

四 老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設

六 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの

七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし

、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を
入所させ、養護することを目的とする施設

4 指定規則第七条第一項第十二号ロに規定する厚生労働大臣が別に定
めるものは、次に掲げるものとする。

一 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共
同生活援助事業及び老人介護支援センター

二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介
護、行動援護及び外出介護を行う事業

三 身体上又は精神上的の障害があることにより自ら入浴するのに支障
がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業で
あつて、同時に入浴の介護を行うもの

、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を
入所させ、養護することを目的とする施設

4 指定規則第七条第一項第十二号ロに規定する厚生労働大臣が別に定
めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業

二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業

三 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共
同生活援助事業及び老人介護支援センター

四 身体上又は精神上的の障害があることにより自ら入浴するのに支障
がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業で
あつて、同時に入浴の介護を行うもの